

障がい者(児)等の「バス特別乗車証」の更新について



現在、ご利用の「バス特別乗車証」は、10月1日(金)以降は利用できなくなります。9月1日(水)から更新の受け付けをしますので、引き続き利用される方は手続きを行ってください。
対象

市内に居住し、かつ住民登録がある方で次のいずれかに該当する方(ただし、障がい者タクシール料金助成利用券または高齢者タクシール料金助成利用券の交付を受けている方は併用できません。)

- ◇身体障がい者手帳所持者及び第1種障がい者(児)を介護している方
- ◇療育手帳所持者及びその方を介護している方
- ◇戦傷病者手帳所持者
- ◇被爆者健康手帳所持者
- ◇精神障がい者保健福祉手帳所持者及び1、2級の障がい者を介護している方
- ※障がい者(児)を介護している方に対する運賃無料の適用は、障がい者(児)と同乗する場合で、1人に限り有効です。
- ※通勤等を含む営利目的のために使用することはできません。

持ち物

- ◇対象となる手帳
- ◇顔写真1枚(縦3.0cm×横2.4cm)
- ※介護者の写真は必要ありません。

受付場所

地域福祉課(市役所1階)

利用路線

半田市地区路線(全線)

知多乗合(株)路線(市内区間に限る)

問い合わせ

地域福祉課 ☎84-0643

下水道に関する展示を行います



9月10日下水道の日に合わせ、下水道に関する展示を行います。

期間 9月1日(水)～10日(金)

場所 市民交流センター

(クラシテイ 3階)

内容 下水道の仕組みなど

問い合わせ

下水道課 ☎84-0675

汚水(生活排水等)の処理方法について

下水道が使える区域の方へ



下水道への接続が義務づけられています

下水道が整備された区域内では、建物の所有者はすみやかに下水道へ接続することが法律(下水道法第10条)で義務づけられています。現在、整備区域内の87%以上の方がすでに下水道に接続しています。未接続の方は、すみやかに下水道への接続をお願いします。

下水道に接続することによって、公衆衛生の向上や伝染病の防除、海や川の水質保全などの効果が得られるとともに、浄化槽と比べ各家庭の維持管理費用が安くなります。

※下水道への接続については、半田市下水道課またはお近くの半田市下水道指定工事店へご相談ください。



▲下水道PR動画



▲指定工事店一覧

問い合わせ

下水道課 ☎84-0675

下水道が使えない区域の方へ



合併処理浄化槽への切替をお願いします
公共下水道整備予定区域外において、し尿汲取り世帯及び単独処理浄化槽設置世帯の方は、川や海の汚染防止のため、合併処理浄化槽への切替をお願いします。

浄化槽をご利用の方へ



浄化槽は年1回以上の清掃が法律で義務付けられています

清掃を怠ると浄化槽の機能に支障をきたし、悪臭の原因となります。清掃していない期間が1年以上経過している場合は、市の許可を受けた次の業者へお問い合わせいただき、早めに清掃を実施してください。

問い合わせ
クリーンセンター
☎23-3567

浄化槽清掃業者

業者名	所在地	電話番号
東海衛生(有)	半田市	0569-21-3591
オオブユニティ(株)	大府市	0562-47-0535
大昭工業(株)	名古屋市	052-503-5311
中衛工業(株)	名古屋市	052-811-8111